



平成23年4月4日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

東日本大震災に対応した制度融資

日本政策金融公庫 (国民生活事業)

このたびの東日本大震災に対し、政府系金融機関である日本政策金融公庫より、被災された皆様への金融面からの支援体制についてコメントが発表されました。

当該制度融資は他の制度融資と合わせて利用できますので、キメ細かい対応が期待できます。

被害にあわれた方は、まず日本政策金融公庫の活用をお勧めします。

以下にそのポイントを、ご案内します。

1、ポイント⇒直接被害にあわれた方のみならず間接被害にあわれた全国の中小企業者も対象となります。

土日祝日を含めた事業資金相談ダイヤルの体制が確立されました。

2、制度融資概要

(1) 適用できる制度⇒災害復旧貸付

(2) 借入可能な企業⇒直接被害にあわれた方(市区町村の、り災証明が必要となります)

間接被害にあわれた方(直接被害にあわれた企業に相当程度依存しており、自らの売上が減少している方。基準は現状明確ではないため、まずは直接、公庫に申し込んで下さいとのことでした。)

(3) 融資限度額⇒3千万円(※1)

(4) 融資期間(うち据置期間)⇒10年以内(2年以内)(※2)

(※1) 国民生活事業の各制度融資に上乗せされる金額の上限。

(例) 普通貸付に上乗せする場合⇒融資限度額は7千8百万円となります。

(※2) 上記融資期間(うち据置期間)は普通貸付を適用した場合のものです。

3、優遇制度の概要

(1) 返済相談への柔軟な対応⇒返済猶予や申込手続きについて柔軟に対応します。

(2) 災害復旧貸付の利率引下げ措置⇒一定の条件を満たした方については金利引下げの優遇措置があります。

4、電話相談の(事業資金相談ダイヤル)の体制

(1) 平日⇒TEL 0120-154-505 9時から19時

(2) 土日祝日⇒TEL 0120-220-353 9時から17時